

学生の皆さんへ

国の学生支援緊急給付事業について

学生支援課

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度（令和2年5月19日閣議決定）が創設されました。

なお、この給付金は、支給要件を満たす学生に対して支給されるものであり、また、給付される学生数については、各大学等に対し推薦枠が配分されることとなっておりますので、併せてお伝えいたします。

当該給付金に係る手続き及び申請の方法については、以下の通りです。

【対象者】：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生や、新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっていることなどの要件を満たす者

【支給対象者要件】：

以下の①～⑥を満たす者

- ①家庭からの多額の仕送りが無いこと（目安：年額150万円以上）
- ②原則として自宅外で生活していること
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと
- ④家庭の収入減少等により、家庭から追加的支援が期待できないこと
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）していること
- ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の供給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込をしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者、又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

【支給金額】：住民税非課税世帯の学生20万円

上記以外の学生 10 万円

【提出書類】：(様式 1 と 2 は、文部科学省ホームページからダウンロード可能)

- ・ 学生支援緊急給付金申請書 (様式 1)
- ・ 学生支援給付金を受けるための要件に関わる誓約書 (様式 2)
- ・ その他支給要件を満たすことを証明する書類

【提出期限】：6 月 10 日(水)16 : 30 まで

【大学への申請方法】：

申請書と誓約書、必要な添付書類を付けて申請期間内に学生課に提出

〈 参考：文部科学省ホームページ 〉

- ・ 事業の概要：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html
- ・ 申請の手引き：https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf

《連絡先》 学生支援課：052-848-8214